平成２８年（フ）第１２７号
北海道苫小牧市山手町２丁目９番１―305号
債務者　河原　健人
1　決定年月日時　平成28年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第８６号
群馬県みどり市大間々町大間々698番地
ハートパレスマンション201
債務者　澁谷よう子（旧姓北條）
1　決定年月日時　平成28年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第１６８号
滋賀県彦根市松原町3634番地（119号）
債務者　小原　哲也
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第２４４号
兵庫県川西市鼓が滝３丁目14番５号
債務者　大塚　　武
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第２４５号
兵庫県川西市鼓が滝３丁目14番５号
債務者　大塚恵美こと　大塚　恵美
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第３１１号
愛媛県松山市土居田町791番地１　フレグランスＶＩＰ202号
債務者　坂井　祐介
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３１２号
愛媛県松山市土居田町791番地１　フレグランスＶＩＰ202号
債務者　坂井　優奈
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５１号
福岡県八女市馬場491番地５
債務者　阿世賀順子
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２８年（フ）第４５号
宮崎県串間市大字西方7264番地６　市営寺里住宅２―102
債務者　中森　利子
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２８年（フ）第１００号
宮崎県都城市一万城町29号42番地　サンコーポラス都城１号棟307
債務者　町田　華代
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第１０３号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山4852番地６
沖水原Ｂ団地４棟203号
債務者　細山田　修
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第５８号
宮城県柴田郡柴田町大字四日市場字上山根80番地
債務者　加藤　祐子
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第２３８号
（前住所）名古屋市守山区大森４丁目1409番地（第２サンハイツ大森405号）
債務者　伊藤かおる（旧姓上砂）
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２０７号
長野県松本市大字寿豊丘846番地６　伴在アパート２号室
債務者　木村　茂也
1　決定年月日時　平成28年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第９１号
長野県岡谷市加茂町３丁目10番20号　コーポU17号
債務者　六本木康伸
1　決定年月日時　平成28年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第７３８号
愛知県瀬戸市本郷町１番地の１　瀬戸水野パーク・ホームズ905
債務者　河村　政秀
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７３９号
愛知県瀬戸市本郷町１番地の１　瀬戸水野パーク・ホームズ905
債務者　河村　真理
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部